# ■令和4年7月31日 臨時記者会見内容

1 日 時 令和4年7月31日(日)15:00~16:10

2 場 所 市役所本庁舎 7 階 703 号室

3 出席者 〇市長、総務部長、総務課長、市長公室長

- 〇酒田記者クラブ 11 社 (朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、河北新報、 山形新聞、荘内日報、NHK、YBC、YTS、TUY、SAY)
- 〇産経新聞社、時事通信社、コミュニティ新聞社、共同通信社(記者 クラブの承認により出席)

## ■市長発表事項

## 1 いじめ重大事態の再調査の実施について

市長/6月29日に教育委員会設置の酒田市いじめ問題対応委員会の調査報告書とご遺族からの意見書を、教育長から酒田市長として受け取りました。

これまで、その内容を精査してきたところでございます。

その結果、調査報告書には、様々な点において、判明した事実が記載をされているわけでございますけれども、その判明した事実は、誰に、そしていつ、どのような調査によって判明した事実なのかといった点で、調査過程の詳細がはっきりと記載されていないために、ご遺族にとっては、なかなか理解しがたく納得のいかない内容だったと、このように思われます。

ご遺族からの意見書にも、同様のご指摘があったところでございました。

そういう意味では、私どもとしては、文部科学省から示されている再調査の実施を検討する基準となっている「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、これにおける十分な調査が尽くされていない場合と、このように判断をさせていただいたところでございます。

先ほど午前中9時50分からですけど、約1時間にわたって、ご遺族とその代理人であります弁護士の方と直接、私どもがお会いをいたしまして、お話をさせていただいたものでございました。

その中で、改めてご遺族から、市長による再調査に対しての強いご要望をいただいた ところでございます。

面談の際に、酒田市側として示した中身につきましては、皆様のお手元にペーパーと して配付をさせていただいておりますので少しご覧をいただきたいと思います。

市側として、ご遺族そして代理人弁護士の方にお示しをした中身については、このペーパーをそのまま差し上げておりますので、全く脚色とか何も無しに、皆さんからご理解いただきたいと思いますが、改めて、ご遺族の思いを受け止めて、いじめ問題対応委員会の調査結果の中で判然としない部分を明らかにし、事案の全容解明、そして二度と同じようなことが起きないようにするため、再調査を実施することとしたいということであります。

それから、ただしということで、文部科学省から出されている「いじめの重大事態の

調査に関するガイドライン」にもあるとおり、重大事態の調査は、民事刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないので、その点については、どうぞご理解をいただきたいということであります。

それから、今後の再発防止に向けては、総合教育会議、これは私が主宰をして、教育委員4名と教育長を交えて6名で、毎年数回定例で開催をしている会議なんですけれども、その中で、いじめ問題対策というものをテーマに取り上げて、今後の有効な対応策を、しっかり検討していきたいと考えているということであります。

それから、条例に規定しておりますけれども、再調査委員会、これを立ち上げることになるわけですけれども、その再調査委員会の委員ですけれども、条例の規定によりまして、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等から5人以内で組織することになっております。

このことをまず申し伝えさせていただきました。

その上でありますが、ご本人からも要請のあったことではあるんですが、この酒田市 に利害関係がある方は、もちろん入りませんと。もし、人選に関して何かご要望があれ ば、その場でお話いただければということでお伝えをいたしました。

現時点では、弁護士については2人、精神科医が1人、学識経験を有する心理学専門家が1人、そして福祉学専門家1人の計5人で、それぞれ職能団体等に推薦依頼をして、委員の選任をしたいと考えておりますが、その際には、いじめ問題対策に造詣の深い方という形でお願いをしてまいりたいと、このように考えておりますということを、ご遺族そして代理人弁護士にもお話をさせていただいたところでございます。

これに対して、ご遺族からは、特にこの再調査委員会の立ち上げについては、ご賛同をいただいたところでございますし、再調査委員会の委員につきましては、県内からではなくて、県外から人選をお願いしたいという強い申入れがございましたので、その意向に沿って、人選をしてまいりたいということでお答えをさせていただきました。

以上のことを踏まえまして、市長といたしましては、遺族の意向をしっかりと受け止めさせていただいて、再調査を行うということを決断させていただき、この記者会見の前に議会にも説明をし、了解をいただいたところでございます。

議会の説明終了後、直ちにこのような記者会見の場を設けていただいて、皆さんにも ご報告をさせていただきますけれども、何卒よろしくお願いをしたいと、このように思 います。

先月6月30日に記者会見をさせていただきました。6月29日に調査報告書とご遺族からの意見書を頂戴して、その翌日に記者会見をさせていただいたわけでございます。

一部報道の皆さんから、再調査について私は否定的だというお話をされている報道機関もあったと私どもは受け止めているが、決してそんなことではございません。

6月29日に、いじめ問題対応委員会の調査報告書と、ご遺族からの意見書を、教育長から受け取ったその翌日でしたので、私どもは、調査自体についてはある程度しっかりとした調査は行われたであろうと、このように捉えていただけでございまして、単に感情論、或いは同情論だけで市長が再調査を行うという判断はその時点ではできないとい

うことを述べただけでございまして、再調査はしないということは一切言っておりませんので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

その後、報告書の内容ですとか、そこに文言として書かれた表現、そういったものを精査した結果、先ほども申し上げましたとおり、調査の過程がしっかり記載されていないといった不十分な点もあったことから、ガイドラインにおける十分な調査が尽くされていない場合に当たるという判断に至りまして、再調査という正式な決定を行い、今日報告をさせていただいた、こういう経過でございますので、何卒ご理解をお願いしたいと、このように思います。以上でございます。

記者/冒頭の市長の判明した事実についての記載の部分で、十分でない部分があったと言われた点で具体的に確認したいのですが、誰に、いつ調査したっていうのが判然としないということでしょうか。

**市長**/誰に、いつ、どのような調査をした結果、判明した事実なのかということが、はっきりそこに書かれていないと理解をしております。

記者/誰に、いつ、どのように調査をしたかを再調査では明らかにするということか。 市長/結果的にはそういうことになると思います。そこが不十分だということで我々が 再調査を判断したわけですので、その辺の検証も含めて、再調査委員会では調査をして いただくということになろうかと思います。

**記者**/そうすると、誰に、いつ、どのようにとなると、調査手法も含めてなんでしょうか。

**市長**/そうですね。その辺も、委員会を立ち上げた時点で、一定程度情報共有をしながら、進めていきたいと、このように考えております。

記者/しっかり調査されているという受止めをされていたかと思うんですが、それは変わっていないでしょうか。

市長/最初の段階では、確かに、それぞれ誰にこういう調査をしたと一連の流れ、経過が書かれておりましたから、そこについては、やるべき調査については、しっかり取り組んだのではないかなという理解を6月30日の時点ではしていたわけであります。

ただ、中身を精査したり、或いはご遺族のご意見等を踏まえたときに、仮にではありますが、調査の不十分なところがあれば、追加調査ということもありますでしょうし、これまでやった調査で十分という判断、これもありますでしょうし、そこは調査委員会の然るべき判断に委ねたいなとこのように思っております。

記者/誰に、いつ、どのようにというのはもう既に記録としてあると思います。それが 分からなくなっている状態じゃないと思います。教育委員会の方にもあるし、問題対応 委員会とかでもそれは既に記録として当然あると思うので、それはすぐ分かると思うの ですが、中身についてもう一度それは調べるということか。

**市長**/これも仮にですが、調査自体はきちっとされているものだとすると、実は今回、 私も読んで最初感じたことだったんですけど、調査自体はしっかりされているけど、それを報告書にまとめ上げる時点で、いわゆる国語的な話になりますけども、表現の仕方 とか、そういったところで、抜け落ちているところはないのだろうか、或いは適切さを 欠いているところはないのだろうか、私自身は実は思ったところです。表現の仕方とし て、もうちょっと的確な表現ということがあるのではないかということ。基本となった 調査そのものはあるんだけども、それを報告書にまとめ上げる時点で、最善の作業がな されたのかどうかというところは、疑問も残りますので、そこは再調査委員会の中で、 その辺りの検証もぜひお願いをしたいなと思います。

**記者**/再調査というと、普通のイメージだと、もう一度アンケート等をして、学校の生徒とか、もう一度話を聞くというやり方もあると思うが、むしろこれまでの資料等をもう一度精査するという作業の方がメインになるのでしょうか。

**市長**/どっちがメインかということではなくて、その辺も再調査委員会のメンバーの皆さんに、スタートの時点でご判断いただくことになろうかと思います。

足りない調査があればもちろんやっていただきますし、今ある調査の検証も含めて、 調査として作業を進めていただければ有り難いなと思います。

記者/今後のスケジュールですが、現段階ではこれから委員会のメンバーの人選を決められるということで、具体的にいつから始められて、大体何年ぐらいかけてとかその辺りのスケジュール関係はどのようになるのか。

市長/当初予定していない調査でございますので、まず市として、委員の皆さんに対する報酬や旅費、そういったものの予算措置をしなければいけません。それについては、 8月9日に臨時議会を開いて、その補正予算を組みます。

その上で、今日議会にも説明をしましたので、再調査委員会の立ち上げについてはも う明日から作業に入りますけれども、予算を8月9日に補正で措置していただけた後 に、速やかに人選を行うべく、そこに掲げておりますけれども、所管の組織、そこに人 選のお願いをしていきたいなと思っております。

ただ、相手方の組織の問題もありますので、そう簡単に、はい分かりましたじゃこの 人というわけには多分いかないはずです。特に、弁護士であれば日弁連ということにな りますと組織も大きいですし、そう簡単ではないと思います。

だから、一定の期間を置かないといけないのですが、私どもとしては何とか9月中にはメンバーを固めたい。もちろん、このメンバーについては、ご遺族、そして代理人弁護士の皆さんにも提示をして、ご了解をいただいた上で固めていきたいと思いますが、そういった意味で、おそらく早くても9月一杯ぐらい掛かるかなと思います。なるべくであれば、10月には調査委員会を立ち上げて調査を始めていただきたいなと思っております。

この再調査委員会の他の事例を見ると、調査期間は、実は結構バラバラで、7ヶ月程度のところもあれば、2年ぐらい掛かっているところもあります。

なので、いつまでその再調査委員会の調査報告書が出るかということについては、はっきり明言できないような状況であります。

ただ、私としては、なるべく早く1年以内で何とか出していただければなという、そ

ういう思いで、これから、再調査委員会の先生方ともお話をしていきたいなと、このように考えているものであります。

他の実際の事例で言いますと短いもので約7ヶ月のようです。それから長いものでは2年近く掛かったケースもあるということですので、1年くらいで何とか調査報告書をまとめていただければ有り難いと、このように考えております。

記者/今の考えとしては、弁護士さん2人、精神科医の方1人、心理学の専門の方1人、 福祉の専門の方1人と、5人の方を、県外からどのように人選するのでしょうか。

**市長**/多分、中央の各関係組織に推薦依頼を出すということになるのだと思いますけれども、県外と言っても隣の県でいいのかという話にはなりませんので、我々の思惑としては、一定程度、全国レベルでその人選を行っていきたいと、このような考えを持っております。

記者/今回、その調査の過程が記載されてない、抜けている部分があったということも 再調査の理由だということですが、例えばその部分だけ、調査し足した状態で報告書を 作成すれば、それで事足りるのかなと思う部分もあるのですが、その辺はどうでしょう か。

**市長**/そのことも、再調査委員会の皆さんからしっかり議論していただく必要があるかなと思います。

一定程度、専門的な識見の持つ方々、そして弁護士さんもいらっしゃいますから、そういう意味では、今回のこの教育委員会のいじめ問題対応委員会の調査報告書というものを見て、いやこれではという話になれば、しっかりそれを補えるような調査報告書にまとめていただきたいなと思いますので、現時点ではやはりそういう専門家の皆さんの分析を前提にして、作業をこれから進んでいかなければいけないのかなと、このように思っています。今の段階で、こういうところをとしっかり指摘できるような、そういうレベルには今のところないということで、ご理解いただきたい。

記者/遺族は、意見書の中で納得していないということで、再調査をお願いしたいという話だと思うのですが、その部分と市長がお話された判然としない部分というのは、同じ内容なのでしょうか。

**市長**/全く同じではないですけれども、ご遺族の意見書も今の段階で公開できるわけではないのですが、ご遺族の意見書としてはまずとにかく再調査を希望したいと。これは、代理人弁護士の方のご意見もございましたけれども、いじめを一部認定しているわけですけども、その事実認定に係る経過だとか、それからそれに至る経緯がしっかり表現されていないという、そういう意味合いだったと思います。

なので、私どもの基本的な考えとご遺族の考え方が合っていないところ、いくつかあるのですが、現時点では、その経過がはっきり明示されてないというところでは、一致した考え方でありますので、その辺を私どもは、再調査委員会を立ち上げる理由にさせていただいております。

全部が全部ご遺族のご希望に叶うような調査結果に導いていけるかどうかというの

は、私どもはそこまでは理解していないというところであります。

記者/再調査のスケジュール感について、1年ぐらいで調査報告書をまとめるということではあったのですが、これは先ほどお話されていた 10月からの調査開始、そこから1年ということでよろしいでしょうか。

**市長**/私の思いとしては、そういうことです。先ほど申し上げましたが、他市の事例を 見ると、7ヶ月というところが一番短いところであるようです。

私どもとしては、調査の中身がどのような中身になって展開していくかがちょっと分かりませんけども、あまり長く時間を掛けたくないので、せめて 10 月以降取りかかるとして 1 年ぐらいということになれば、来年の 10 月くらいということになろうかと思います。

これは、あくまでも希望ですので、必ずそうするということではなく、再調査委員会の委員の皆さんともその辺についてはすり合わせをする必要があろうかと、このように思います。

記者/遺族の意見書について、最初に 29 日に教育長から市長に出されたものがありますが、それ以降、遺族の意見書というのは、全て合わせて何回提出されたものでしょうか。

**市長**/意見書として、遺族から1通です。それから、その代理人であります弁護士さんから1通、この2つとなります。

記者/それぞれ違う日付で、合わせて2通来ているということか。

市長/そうです。

記者/先ほど、ご遺族の意見書の内容については、今全ては明らかにはできないということではあったのですが、いずれにしても、ご遺族は、最初の市教委の中に置かれた第三者委員会による調査の報告内容について、大変不満があったということで再調査を要望されていると思われます。結局、最初の市教委内での第三者委員会の調査結果というのが、これもやはり、全てはお答えできないと思うのですが、大雑把な結論として、どのようなものだったのか。それに対して、経過の詳細が明らかでないということがありましたが、どのようなところがそう思われたのでしょうか。

**市長**/そこは難しいところです。おそらく意見書についても、皆さん方は情報公開の手続きを踏まれているわけです。

なので、そこにあまり踏み込むことは私どもとしては控えたいなと思っておりますし、 ご遺族、それから代理人弁護士の方との話し合いの中でも、基本的に意見書の中で主張 されていることというのは、再調査をとにかくお願いするということです。

それから、委員の人選については、先ほど追加での希望もお話をしましたけれども、 酒田市や前の対応委員会のメンバーなど、そういった方々とは全く利害関係のない本当 に純粋に第三者で、公平な立場での委員の皆さんで構成をしてほしいという、そういう 要望をいただきましたので、そこまでは記者会見の時も少しお話をさせていただきます ということは了解を得たところもあります。それ以上踏み込んだところについては、情 報公開の手続きに深く関わってきますので、そこは少し差し控えたいなと、このように 思います。この2点で、ご了解いただきたいなと思います。

記者/いじめと自殺との因果関係というのが、もちろん0か100ではないとは思うのですが、果たしてどの程度のものなのかはお答えいただけないのでしょうか。

**市長**/その辺も含めて明言は避けたいところです。情報公開の手続きが、これは皆さん 方と、我々行政の関係になりますけれども、そこについて一定のこれから動きがあるわ けでありまして、その動きについても、ご遺族、そして代理人弁護士の皆さんからする と一定の意見がございますので、その中身については少し控えさせていただきたいなと 思っております。

記者/先ほど、再調査委員会のメンバーに関しまして、アンケートをするのかどうかも 含めて、再調査委員会の方に諮りたいというお話がありましたけれども、今回は市長直 轄の組織であるわけでして、市長として、こういったことをこの委員会で明らかにして ほしいということをお伝えしないと、向こうの方々も何をどうすればいいか分からない と思います。市長として、最低限これが明らかにならないと、という思いがあると思う のですが、どのようなことを望まれていらっしゃいますか。

市長/いわゆる原因の分析、それに尽きると思います。

先ほども申しましたけれども、委員についてはいじめ問題対策に造詣の深い方という ことでお願いをしております。

つまり、一定程度、この問題に関する報告書、これについてはどういうことを記載するのかということに、一応識見のある方がその中に入ってくるわけです。これは弁護士さんも含めて、そのように考えております。

そういう意味では、この種の問題の時の調査報告というものが、どういう調査で、どういう表現にまとめ上げるべきなのかということについて、一定の造詣の深い方ですから、これはもうノウハウを持っているわけです。そういう方々に、私ども附属機関としての再調査委員会という形でお願いをして整理をしてもらいます。

従って、そこは、どういう調査を踏まえて、調査報告書としてまとめ上げるかについては、一定程度、もう理解ができている方々という前提でありますので、私どもとしては、とにかく今回の重大事態でありますから、これについて、基本的には原因が何だったのかということ、それから再発防止に向けてはどのようなことを行政として取組みをしなければいけないのかということ、そういったことを明確に報告書の中身に記載をしていただきたいと、このことをお願いしたいなと思います。

記者/そうしますと、今の第三者委員会の方の報告書は、ある意味原因が何なのかとか、 再発防止に向けてとかが、正直見えないと、そういうことなのでしょうか。

市長/私は、全く見えないということではないです。

ただ、ご遺族、それから、代理人弁護士の方の意見書、これがやはりしっかり精査されたものではないという意見書でございますから、それを我々としてはまず踏まえなければいけないということが一つございます。

それから、先ほども申し上げましたけれども、調査そのものについては、きめ細かく 調査を行っているけれども、その調査結果から報告書という形の結論に導き出すまでの 間に、しっかりとした論理構成だとか、そういう説明、分析等がなされているのかとい うと、表現上の問題ももちろんございますので、そこには疑問が残るところもあるのか なと思いながら、私自身は報告書を読ませていただいております。そこのところを明確 に再調査委員会では整理をしてもらいたいという思いはございます。

記者/不十分な部分があったという言い方で間違いはないでしょうか。

**市長**/調査作業のデータから分析をして、報告書に見解としてまとめ上げる一連の作業があるわけです。

その中で、本当に的確な論理構成の中で作業ができているのか、そして最終的に報告書に表現として、そこに示され、表されているのかというところについては、100%そうなっているということであれば、何も私は再調査委員会を立ち上げる必要はないわけですが、そうはなっていないという判断をしたので、再調査委員会を立ち上げる。ただし、100、0の話ではなくて、全く0なのかというとそうではないと私も思います。再調査委員会の前に、その対応委員会の皆さんもしっかりとした専門家でありますし、それなりの調査と聞き取りと分析もされた上での報告書ですので、その作業に対しては、私どもも敬意を表さなければいけないし、そのことについても評価をしなければいけないと思います。

学校の設置者は酒田市長ですけれども、教育委員会は執行機関であります。大きな目で見れば、設置者等という表現で書かれていますけれど、私と教育委員会は、端から見れば同じ組織なわけです。

公的な組織として、その対応委員会のメンバーにお願いをしてまとめたものですから、 それはそれとして、否定されるものではないと私は思います。

ただ、意見書を添えて報告書を出されて、その意見書で示された中身、それから私どもが読み込んで確かにここのところは調査、或いはまとめ方が不足しているかもしれないというところが見受けられたので、今回、遺族の立場を勘案しつつ、再調査ということにしようという判断をさせてもらったわけです。

**記者**/先ほどのやり取りの中で、結果が明示されていないという部分では、遺族側と一致したということでしょうか。

**市長**/結果が明示されていないということではなくて、因果関係が明確な表現になっていないということでしょうか。

相手方に言わせれば、相手方の意とした結論になっていないということなのかもしれないですけれども、先ほどの経過の詳細が分からないというのは、要するに、誰に、いつ、どのような調査をしたから、そういう結果になっているとかというのが分からないということです。

だから、数学と同じで、これがあって従ってこういう結果が導き出されるというように、理路整然となっていれば、より分かりやすいのでしょうけれども、そこのところの

経過の詳細がよく分からない、示されていないということだと思います。

記者/経過の詳細が示されていないことや、因果関係が明確になってないということも あって再調査されるという趣旨でしょうか。

市長/はい。私どもはそういうふうに判断をしたということです。

**記者**/いじめ対応委員会の方の調査の中で、遺族もそういったところに疑問を持たれて、 再調査を意見書として出されたということでよろしかったでしょうか。

市長/そういう部分もあるというふうに理解はしております。

記者/例えば、いじめの認定に関しても、遺族側は意見があったのか。

市長/そこは分かりません。ここで明言するわけにはいかないです。

記者/ガイドラインに4項目あると思うのですが、その中のどの部分が尽くされていない、不十分だと判断されたのでしょうか。

**市長**/先ほども申し上げましたけれども、十分な調査が尽くされていない場合という項目があります。ガイドラインでいうと、例示ですけれども、2番目、3番目に十分な調査が尽くされていない場合というのがあります。

調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合ではございませんので、1番目は違います。2番目は、事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について十分な調査が尽くされていない場合、それから3番目が、学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合、あとは4番目として調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合ということがあるわけです。

それで、私どもとしては、この2番目と3番目については、そういう懸念があるという理解をさせていただいておりましたので、その辺りでの判断ということでご理解いただければと思います。

記者/2番目、3番目に該当し、因果関係が十分調査されていない、認定根拠が不明だ ということか。

# 市長/はい。

**記者**/今回の再調査委員会のメンバーですが、これは遺族推薦を受け入れるということなのでしょうか。

市長/それは考えておりません。

記者/あくまで市としてメンバーを決めて、遺族からは今日、県内の人でなくて県外の 人に来てほしいとの要望を受けたということでしょうか。

**市長**/はい。従って、日弁連だとか、心理学の専門家であれば、そういう臨床心理士会みたいな組織があります。そういったところに推薦依頼をお願いして、造詣の深い方を出してもらって、その方にお願いをしていきたいと、こう考えております。現時点では、我々主導で、その辺の人選はさせていただいて、ただし先ほど申し上げましたように、決まったらば、相手方にもお示しをしてご理解をいただいた上でスタートさせたいと、このように思います。

記者/再調査委員会について、市の条例では、会議は非公開ということになっています

が、メンバーも非公開ということでよろしいでしょうか。

市長/これは、メンバーの皆さんとご相談させていただきたいなと思っております。

対応委員会の時は、委員が地元の方々でした。なので、やはり、いろいろな周りからの影響だとか、そういうことを考えると、メンバーを伏せるということも、合理的な理由付けにはなったと思うのですが、今回の場合は、いわゆる全国レベルでの人選ということからすると、その辺の危惧は要らないのではないかなと思います。

私としては、できるものであれば、しっかりとメンバーも公開したいし、こういった報告書等についての記者会見の場にも、委員長さんから出てくる、或いはきちんとブリーフィング(簡単な報告)するとか、会議後に、こういうことをやりましたということでお示しをして、透明性を確保して実施をしたいなと思っております。

しかし、これもメンバーが決まったときに、皆さん方がそれでは困るという話になった場合には、その委員の皆さんの意向も、やはり勘案しなければならないだろうと思っておりますので、私の附属機関だとは言っても、やはり専門家の皆さんですから、その意向については一定の配慮はしていかざるを得ないと、このように考えています。

**記者**/今日ご遺族と、1年半後に初めて面会されたということで、ご遺族に対して、市長の方からお悔やみや謝罪というようなものはあったのでしょうか。

**市長**/まず冒頭、お嬢さんが、自ら命を絶たれたということについては、心からお悔や み申し上げますし、この1年半の悲しみ・苦しみ、これはやはり筆舌に尽くし難いもの があるし、本当に察するに余りあるということで、お話をさせていただきました。

その上で、いろいろこの話をさせていただく中で、今回のことについて、その思いなども聞かせていただければということで、一方的にこちらから話をするだけでなくて、相手方のご意見なども十分聞かせていただきましたし、非常に有意義な1時間だったなと、このように思っております。

記者/先ほど、次の市長直轄の再調査委員会については、メンバーを市長自身は明らかにしたいということ、透明性を確保したいというようなことを先ほどおっしゃったと思います。そうなると、これまで市教委の中に置かれていた第三者委員会のメンバーは非公開であったということと、あとご遺族からも声があったかと思うのですが、メンバーの中立性の問題であるとか、そういったところが度々やや疑いを持たれていたところがあったとは思うのですが、今、市長が再調査するという決心にあたって、改めてこれまでの第三者委員会のあり方についてどのように評価されますか。

**市長**/先ほど申し上げましたけれども、これは設置者いわゆる酒田市長、酒田市教育委員会として設置をして、調査をお願いしてまとめてもらった組織、附属機関なわけです。 従って、私どもも、その設置者という立場から言うと、同じ立場です。教育委員会は執行機関であって、従って、対応委員会がやってきてくださった調査、それから報告書をまとめるということについては、これは評価をしておりますし、この間の半年くらいのご努力に対しては敬意を表したいと思います。

ただ先ほども言いましたけれども、地元の人達が中心でしたので、やはり、今回、随

分情報がいろいろなところに拡散していました。

こういった中で、名前を公表したり、或いはこういった場に出席をして名前や意見を述べる、或いは経過を述べるということについては、控えたかったという判断については、それなりに私どもとしては、理解はしているところであります。地元の人達だったが故にですけれど。

ただ今度の再調査委員会は、先ほど言いましたように、全国レベル、要するにこの地域との利害関係は基本的に無い人を選任するという方向でこれから臨みますので、そういう方々であれば、メンバーの公表ですとか、或いは一定程度、会合が開かれた後にどのような議論をしたかとか、これは、この場(記者会見)に出席をして皆さんに直接お話をすることなのか、事前にこういう話をしましたということでブリーフィング(簡単な報告)で情報を流すのか、その辺については、やはり私自身はやっていただきたいなという思いを持っております。それでもって、その開かれた議論、透明性というものが、おそらく担保されるであろうと思いますので、そうしたいなと思っております。

市長が設置をする附属機関としての再調査委員会ですので、そういう意向を踏まえていただければ大変有り難いなと思います。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、こういういじめ重大事態に対して造詣のある 方々の専門家集団になりますから、その方々が、最終報告書がまとまるまでは、ちょっ と内部で作業をさせてもらいたいと、その間については、外にいろいろな情報を出すの は控えたいという判断であれば、それも尊重はしなければならないだろうなと、こう思 っております。

しかし、いずれ報告書がまとまった時点では、しっかりと前面に出て、こういった皆 さんとのやり取りにも応じてもらいたいし、説明責任も果たしてもらいたいなと思って います。

記者/今までの第三者委員会のあり方自体が、そもそも条例で決められたことではあったにしても、透明性という意味では、やや不足していたという面もあったというふうにはお考えになりませんか。

**市長**/考えません。さっきも言いましたように、私どもが設置をした対応委員会ですので、それを自らが否定するようなことは、立場上言うべきではないし、そのようなことは私自身も考えてはいない。

それなりの事情があって、このような経過で来ていますけれども、調査活動ですとか、 それから調査報告書をまとめるにあたっての対応委員会のご努力に対しては、敬意を表 したいなと思います。

記者/公表の部分についてお聞きしたいのですが、調査が2段階あるとすると、現在は1段階が終わった段階で、今、2段階目に移行するという状況にありますけれど、先ほど情報公開の話もありましたが、我々は、結局その明確な結論を公なものとして貰えていない状況です。取材をいくら尽くしても正式なものが出てこないし、出せないということでした。

正直なところ、一部当事者の発信のものがあるかと思いますが、調査には、信義則というのもあるかと思います。再調査委員会もあまり途中経過を出してほしくないという意見があればそれを出せないと、それは当然理解できます。

市長が再調査の結果をオープンにしたいと言っても、今度また情報公開の際、第三者への照会はご遺族しかいないと思うのですが、出したくないということをおっしゃって、そこにアクセスできない状況になることになっても、市長は、オープンにしていくということで理解してよろしいでしょうか。

**市長**/この問題は、再調査をするという問題と、情報公開との問題は、私は別物だと思っています。

情報公開については、情報公開のルールがあって、基本的には公開が原則でしょうから、公開だとは思いますが、しかしながら、一定の条件、一定の手続きによっては、公開までに時間が掛かる、或いはここは公開できないという判断が途中出てくるわけです。それも、粛々と手続きに従って処理をするしかないわけで、我々がその法手続き或いは行政の手続きを曲げて、市長がこれは公開すると、そういう話ではないので、そこは皆さん方からもご理解をいただきたいなと思います。

然るべく、その手続きを踏んで公開する、しないについては、作業を進めていくしかないのかなと、このように思っています。

記者/あと、その途中経過が正式なルートのもの、この場合は我々の取材の原則ですが、 一早く伝えるというのは、取材企業の競争によって行われているもので、当然その現状 を別に我々が自ら否定するものではないのですが、結局、インターネットに出たり、も しくはそういったもので、その結果が出ていくということで、そこはただ看過しておく しかないということでしょうか。

市長/現状の法体系だとか、そういう中では、我々がそこに規制を掛けることはできないです。SNS上で拡散された情報等は、我々が行っているわけではないので、我々は少なくても、出す情報について或いはそのやり取りの情報については、誠意を尽くして、相手方にも情報提供をしつつ、話をしておりますし、そこから先の話というのは、我々の責任ではないので、そこを何とかしろと言われても返答のしようがないなと思います。記者/その状況は仕方がないということでしょうか。

市長/私どもとしては、ちょっとそこの部分に打つ手はないのかなと思います。

記者/先ほどの透明性という部分で、途中経過、ある程度このような内容でしたと我々が分かるものがあれば、そこはある程度いわゆるマスコミベースの情報発信をする、そういう意味で捉えていいのか。そこがなかなか第一段階の調査の時、結果的にやはり最後はできませんというままで来た、結局最後になっても、内容としては全てが分かっている状態じゃない。

**市長**/言葉が適切かどうかは分かりませんが、我々が行っていることは行政という公権力の行使でやっているわけです。それは、きちっとした法的な背景があっての話なわけです。そうでない部分、相手方が流している情報の分については、そこに我々がそれを何か規制するような権限は持っていない。

**記者**/透明性というのは、どの部分のことをおっしゃっているのでしょうか。

**市長**/手続き上の話ですが、我々の公権力の行使としてやっていること、行政の取組み としてやっていることについては、しっかり情報は開示していきたいなと思います。

どういう協議をしたかとか、どういうことを議論したかとか、或いは報告書ができ上がった時に報告書だけでもこういう経過があってこういう報告にまとめましたという意味での、情報の開示というものはしっかりしていきたいなと思っています。

まとめられた報告書の中身については、先ほど言ったように個人情報のことがあったり、そういうところについてはマスキングされた形で情報公開されるということは多々あるわけですけれども、やっていることについての透明性、こういう動きをしていますよと、今日はこういう協議をしましたよとか、そのようなことについてはなるべく包み隠さず皆さんにご提示していきたいなというのが私の考え方です。

記者/再調査の経過を明らかにしていくというのが透明性だということでしょうか。 市長/個人情報のことがありますので、明らかにできるところと、できないところがあるかと思います。また、調査に影響を及ぼすような情報は出せないわけですけれども、こういう作業をやっていますよだとか、何時いつまでこのことをまとめる予定ですとか出しても差し支えない情報については、私は出していって然るべきだと思っております。そうでないと、ブラックボックス状態になったままに、ある日突然報告書がまとまって、これが結論ですと出てくるようなもので、それはやはり、特に再調査委員会ということで、重大事態の再調査委員会ですから、1回調査が終わって2回目の調査となりますので、一定程度、調査の進み具合等については、情報を出していきたいと、このように思っております。

記者/対応委員会の報告書の中身は、公に正式にはなっていないわけですけれども、情報公開請求とは別にですが、ご遺族と相談した結果ですけれども、改めて概略のようなものを、今後公表するとか、発表するというような予定はないのでしょうか。

市長/私の感触としてはないと思います。

記者/市側としては、こういうことが前回あったので、今回の再調査ではこういうところは遺族とも折り合いが付いて、今回はそれ以外で調査をするというような、もう少し分りやすいものというのはないでしょうか。

**市長**/その再調査の中身ということになりますが、再調査でどのようなことをやるのか、 どこまで公にできるかということについては、再調査委員会なり、或いはご遺族の意向 なども踏まえて判断をしなければいけないと思います。

我々行政だけの思いで、皆さん方に公表するというのは、今のご遺族や代理人弁護士とのやり取りの関係から見ると、それは少し難しいのではないかと思います。

**記者**/今後、一部協議して、第一段階での調査ではこういうのがありましたと、そのような箇条書き等で概略のようなものを発表するというのは厳しいのでしょうか。

**市長**/中身によります。今の言葉でどういうものがそれに該当するのかというのは、今 具体的な事案が出てきませんので何とも言えませんが、公表してもいいものもあるかも しれません。

しかし、いいのか、ないのかも含めて、相手方の意向なども踏まえて、それから再調 査委員会のメンバーの見解なども踏まえて判断をしていきたいなと思います。

記者/調査の因果関係が明らかでない、調査過程が記載されていないということがあったと思うのですが、調査過程が記載されていないというのは報告書にという意味だと思うのですが、因果関係が明らかではないというのは調査報告書を見ると分らないという意味なのか、それとも調査全体を通して明らかになっていないのかどちらになるのでしょうか。

市長/両方だと思います。

記者/調査自体でも、因果関係までは明らかにしなかったということでしょうか。 市長/はい。

記者/それから、市長直轄の第三者委員会について、位置というか、以前記者会見でこれまでの調査よりもより重いところになると思うという発言があったかと思うのですが、そういった部分についてどういった位置というか、ポジションで調査が進んでいくのかという、その調査がどういった意味を持つのか、これまでとどういうふうに違うのかというころを教えていただきたい。

**市長**/要するに、調査としては、基本的にその先はないわけです。それから、その法律 上も、条例上も、この結果というのは議会に報告をしなければならないという条件が付いておりますので、そういう意味では、重みとして、詳細調査をやっていただいた対応 委員会よりは、重い調査委員会になる。その結果も従って、大きな意味合いを持ってくるだろうと、このように考えております。

そのような意味での重さということです。それ以外にはないです。そこから先はないわけです。裁判であれば、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所と3審制でいくわけですけども、この調査について言うと、再調査委員会の先の調査のようなものはないわけなので、そういう意味では、2審制と言えば2審制ですので、重いというふうに思っております。

記者/ご遺族の意向で県外の専門家にご依頼するということで、それは 5 人ともでしょうか。

市長/はい。

記者/今日いただきました内容というのは、最初に書いてあるとおり、改めてご遺族の 思いを受け止め、いじめ問題対応委員会の調査結果の中で、判然としない部分を明らか にし、事案の全容解明、そして二度と同じようなことが起きないようしてと、3点書い てあるのですが、ご遺族の不満というか、思いというのは、最初の教育委員会の調査で あったと思いますが、やはり、それは自死の原因がはっきりしなかったからだというこ とでよろしいですか。

つまり教育委員会の報告書には、市長の説明だと文章上の表現がとありましたけれど

も、いつ誰かの云々がありましたが、文章上の問題ではなくて、少しぼやかして書いて あったから分からないという意味なのではないでしょうか。

市長/そういう意味合いに捉えてもらっても結構です。

記者/はっきりしないわけですか。

#### 市長/はい。

記者/その中学校の中でこういうことがあったのだということが、はっきりと書かれて いないということか。

**市長**/全てというわけではないですけれど、そういうところもあるという理解をしています。

記者/遺族からみたら、そこが一番ピンとくるかもしれない。そこがはっきりとしていないから、6月に代理人と一緒に出されたという意見書、そこにそういうことが書いてあるということですか。

### 市長/はい。

**記者**/市長がおっしゃるように表現上の問題から判然としない点があるからということでよろしいのでしょうか。

#### 市長/はい。

記者/3番目に、同じことを二度と起こさせないというのがあるのですが、実際、このようなことは起こらないのですけれども、中学校一年生の女子生徒が、亡くなったわけです。

それは、あってはいけないことなのですけれども、こういう問題点が一つあったから 対策を考えるのではなくて、以前からこれまで市ではそういうことを考えていなかった のか。

**市長**/言わんとする事は分かります。分かりますけれども、このような事案が起きてしまったわけです。二度とこういう不幸な事案を出さないために、どういうことをしたらいいのか、どういう体制を組むべきなのか、それは学校単位、或いは教育委員会単位、或いは市単位で、どういう手立てを打つことによって、こういった不幸な事態を防げるかということについて、今回のこの事案を契機に、しっかり考えていかなければいけないという意味合いです。

それについては、先ほど申し上げましたとおり、教育委員会と私どもと議論する場というのは、実は総合教育会議、そういう会議の場がございますので、その中で知恵を出し合っていかなければいけないというわけです。

その辺のことについては、これから検討しますということで、こういう手を打ちますよというところまでは明快な答えが、今、出し得てないわけですけれども、なるべく早急にそういう結論を出していかなければいけないなと、ここに書いてある意味合いはそういう意味です。

こうすれば絶対防げるという答えがあるのであれば、それは簡単な話なのですが、そんな単純な話ではないと思います。特に教員、児童、保護者、地域、学校、教育委員会全て人が絡んでいますので、そこのところで絶対こういう事件が起きないような体制だ

とか仕組みを、本当にどう作って行ったらいいのかというところ、やはり我々は自分事として、これから考えていかなければいけないということを、ここで言いたいわけです。 記者/でも、それは、今回の調査委員会とは別の話ではないか。

**市長**/別の話ですけれども、先ほど言ったように、調査委員会の中でこうしなさいよという報告書として提言が出てくるのかもしれないです。

けれども、それにお任せするわけではなくて、我々も自浄作用として自分事として、 そういうことを考えて行かなければいけませんということをここで言いたいわけです。 だから、我々も再調査委員会の皆さんが結論を出すまで指をくわえて待っているわけ ではなくて、自分事として、これからこういう不幸な事故が起きないように、どうある べきかということを考えていきますということを、ここで話をさせていただいたという ことです。

記者/市長は、遺族の皆さんとお会いしたのは初めてだと先ほど言っていましたが、1 年半も経ってから会われたのですか。

市長/そうです。

記者/何故、今まで会ったりしなかったのですか。

**市長**/基本的には、対応委員会、教育委員会所管の中で動いていましたから、私として は、個人的には会いたいという気持ちがありますけれども、組織人として、直接会って いろいろ話を聞くという段階ではなかったのです。

執行機関である教育委員会がメインとなって対応委員会を動かしていたわけです。その後に、そこに意見書を踏まえて、次の段階として市長が再調査委員会を立ち上げるというシナリオがあるわけです。そのような仕組み、条例上のシナリオがあるわけなので、あえてそれを飛び越して私が直接会うということは控えていたということです。

**記者**/私の経験で言うと、行政は立場の問題がとか、そのような言い方が多いわけです。 しかし、例えば酒田市で風水害が起こって、突然大雨が降って被害に遭ったとすると、 現場に行かれるわけです。それと同じだと思うのですが。

市長/いや同じではないです。

記者/どうしてですか。

市長/それは違います。それは、直接私の所管の話です。

記者/では、教育長は行ったのですか。

**総務部長**/教育長は、前回の報告書を持って行ったときである。

記者/報告書を出した時に初めて会ったということか。

市長/学校長とかは、頻繁に行っていたと聞いている。

**記者**/だから、やはりご自分の立場があって、行動するのはしょうがないのでしょうけれど、人が一人亡くなっているのだから、人間としては行くべきではなかったのかと思います。市長とか関係なくて、私はそう思います。

**市長**/やはり、原因等の調査をする過程でしたから、その結論が一定程度出るまでは控えなければいけないかなと私は思っています。

記者/個人的に行きたかったのですか。

市長/行きたかったです。

記者/では、行くべきだったのではないでしょうか。

**市長**/その辺のところは、やはり組織人である以上、相手方の意向もあります。それは、 市長という立場の人間と、皆さん方ともやっぱり違います。

**記者**/だけど、やはり、市長であっても1人の人間で、自分の子供だっていると思います。

市長/おります。

**記者**/もし、自分のお子さんが亡くなってしまい、そういう市長からお会いされたら、 それは、有り難いと思いませんか。

**市長**/それは思いますけれど、今回の場合の話としては、結構いろいろな状況が複雑でしたから、そういう面で私は控えさせていただいたということです。

記者/いろいろ事情があるということは分かりました。